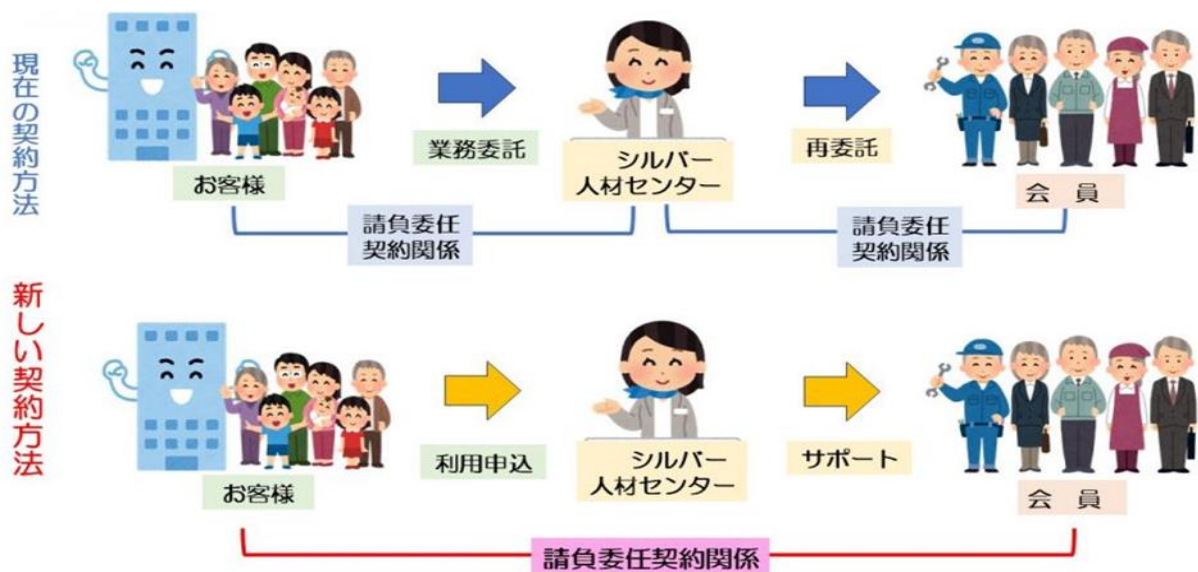


## ◆ 新しい契約方法への移行について

令和7年4月1日から新しい契約方法へ移行します。

### 《契約方法の移行》

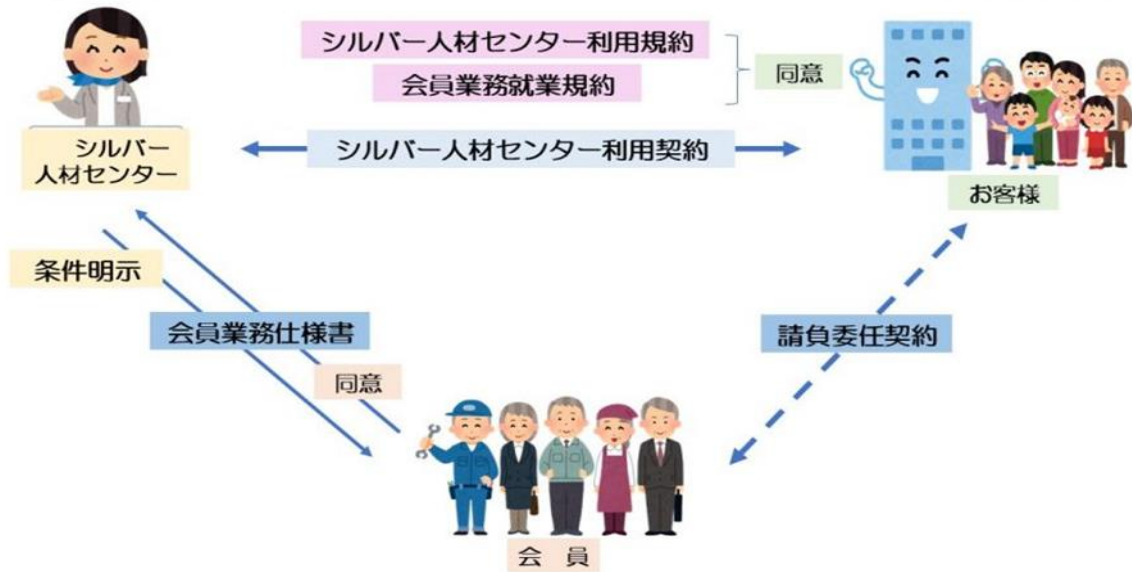
- これまでの契約方法では、シルバー人材センターは、お客様から仕事の依頼を受け、契約を行い会員への仕事を再依頼するかたちをとってきました。
- 新しい契約方法では、お客様と会員との間に直接的な契約関係が生じるようになります。センターはお客様と会員の間に入りさまざまな調整を行います。



### 《新しい契約関係（三者間の包括契約）について》

- お客様は「シルバー人材センター利用規約」と「会員業務就業規約」に同意の上、センターと「利用契約」を結びます。
- 「シルバー人材センター利用規約」には、お客様がセンターを通じて会員に業務を委託する際の基本的なルールが記載されています。
- 「会員業務就業規約」には、会員がセンターを通じて就業する際の基本的なルールが記載されています。
- 「利用契約」は、お客様がセンターを通じて会員に業務委託するため、センター利用料や就業内容、会員の報酬額などを定めた契約です。
- センターは、利用契約をもとに「会員業務仕様書」を作成し、会員に就業条件の明示をします。
- 会員が業務仕様書に同意することで、お客様と会員の間に「請負委任契約関係」が生じます。これにより、お客様・センター・会員間で「包括契約関係」が成立します。

(三者間の包括契約イメージ図)



### 《料金の一部に関する消費税について》

○シルバー人材センターから発行する請求書は、「センター業務委託料」と「会員業務委託料（会員の報酬）」の2つで構成されます。

- 「センター業務委託料」は、シルバー人材センターが適格請求書発行事業者のため消費税に係る適格請求書（インボイス）を交付します。
- 「会員業務委託料」は、新しい契約方式において会員が受け取る「報酬」を指し、シルバー人材センターを経由しますが、お客様が会員へ払う形となります。
- 「会員業務委託料」は、会員が消費税免税事業者のため消費税に係る適格請求書（インボイス）を発行することができません。そのため、会員業務委託料については、消費税の仕入れ額控除が適用されません。

(料金の一部に関する消費税の課税関係イメージ図)

